

商品概要説明書

農業所得者向け金利上乘せ定期貯金

商 品 名	・農業所得者向け金利上乘せ定期貯金 (愛称：J A トク農定期貯金)
ご利用いただける方	・個人のみ (農業所得申告者(農業収入 100 万円以上) およびその農業専従者で、当店で継続的に貯金取引のある方)
期 間	・1 年の定型方式 ・自動継続の取扱いはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 円以上 300 万円以内 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示の利率に 0.3% (税引前) を上乘せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、総合リスク管理部(電話：0120-62-9311)または口座開設店舗にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。